

青森県報

第三千五百八十一号

平成二十四年
八月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称変更の届出……………(健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出……………(同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) …… 二
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) …… 二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) …… 三
- 右 同……………(同) …… 三
- 右 同……………(同) …… 三
- 右 同……………(同) …… 四
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 四

告

示

青森県告示第六百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
株式会社 アサヒビケ	株式会社 アサヒビケ	株式会社 アサヒビケ	株式会社 アサヒビケ	"	"	ポーツ社	名称
"	"	株式会社 アサヒビケ	株式会社 アサヒビケ	東京都渋谷区本町一丁目四の四	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問介護	居宅介護事業者
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	訪問入浴介護	訪問入浴介護	ポーツ社 前	居宅介護事業者
"	"	グループホーム アサヒビケ	グループホーム アサヒビケ	"	"	ポーツ社 弘前市大字 小比内四丁目五の一	所在地
"	"	グループホーム アサヒビケ	グループホーム アサヒビケ	"	"	平成 二四・六・一五	変更年月日

青森県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
株式会社 丸大サク ラサ薬局	株式会社 佐々木ケ アサビ
青森市大字 三内字玉作 二の七二	
居宅療養 管理指導	
ドラッグ・ 五戸店 ハッピー 調剤薬局 五戸店	
三戸郡五戸 町中道八 の二	
三三三 一	

変更後	変更前	区分
株式会社 佐々木ケ アサビ	株式会社 佐々木ケ アサビ	名称
つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	東京都渋谷区 本町一丁目 目八の七	主たる事務 所の所在地
介護予防 認知症対 応型生活 介護	訪問介護 予防	介護予防 事業の種類
グループ ホーム 佐木	アースサ ポート弘 前	名称
つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	弘前市大字 小比内四丁 目五の一五	所在地
二〇・七 二	平成 二〇・六 一五	変更 年月日

青森県告示第六百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
株式会社 佐々木ケ アサビ	株式会社 佐々木ケ アサビ
"	"
介護通所 認知症対 応型生活 介護	
"	"
"	"
"	"

変更後	変更前	区分
アースサ ポート株 式会社	アースサ ポート株 式会社	名称
東京都渋谷区 本町一丁目 目四の一四	東京都渋谷区 本町一丁目 目八の七	主たる事務 所の所在地
アースサ ポート弘 前		名称
弘前市大字 小比内四丁 目五の一五		所在地
平成 二〇・六 一五		変更 年月日

青森県告示第六百三十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	社会福祉法人みちのく福祉会
障害児通所支援の種類	主たる事務所の所在地	むつ市大字奥内一丁目大室平九一の
障害児通所支援事業を行う所	名 称	児童デイサービスキッズすまいる
廃止年月日	所 在 地	むつ市大字奥内一丁目大室平九一の
		平成 二四・八・三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年七月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みちのく国際日本語教育センター
- 三 代表者の氏名
馬場 亜紀子
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市東白山台三丁目一の二一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、在住外国人に対して、日本語教育への支援を通じ外国人の生活支援、交流促進をはかるとともに、国際交流に関わる市民、行政、企業との仲介を行うことにより地域との国際交流に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年七月二十四日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人IT支援ネットあおもり
 - 三 代表者の氏名
村口 理
 - 四 主たる事務所の所在地
青森市
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者、子供たちへコンピュータやインターネットなどの情報通信技術の習得機会を与える事により、これからのIT時代における情報化社会の活性化に貢献し、豊かで充実した社会の実現に寄与する事を目的とする。
- ~~~~~
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県ふるさとづくりプラットフォーム機構

三 代表者の氏名

佐藤 覺治

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、コミュニティ及びふるさとづくり活動団体等とのネットワークを密にしながら情報提供や活動交流を行い、市民・企業・行政が協働して地域文化の向上に取り組める環境を構築することにより、市民が自らの意思とアイデアで地域の活性化に取り組めるような社会が醸成され、心豊かなふるさとづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八戸地域障害者職親会

三 代表者の氏名

山下 博

四 主たる事務所の所在地

八戸市根城八丁目一の一の七一

五 定款に記載された目的

この法人は、社会復帰・自立・社会参加に努力している障害者に対して、社会適応訓練、職場適応訓練、職業訓練、職業能力開発訓練等の諸事業並びに、一般就業、雇用にかかわる事業の推進を図り、障害者の安心・安定した地域生活の支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の構築並びに、社会福祉の展開に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十四年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
つがる市木造赤根一七九の三、一八〇の二、一八一の二、一八二、一八三、二〇四から二〇六まで及び二五一の二部	むつ市小川町二丁目四の八 前田商事株式会社

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------